

AI 音声テキスト化議事録自動作成サービス 導入・提供業務 仕様書

1.業務名

AI 音声テキスト化議事録自動作成サービス導入・提供業務

2.目的及び趣旨

昨今、デジタル技術の急速な進歩に伴い、自治体でのデジタル技術を活用した行政サービスの改善及び効率化が求められており、群馬県では、県内市町村等（県内市町村及び一部事務組合をいう。以下同じ。）におけるデジタル技術の導入を支援するため群馬県及び県内市町村等におけるデジタルツールの共同調達に係る検討部会を設置している。

本調達においては、AI 音声テキスト化議事録自動作成サービス（以下、「AI 議事録」という。）を活用して、議事録作成等の効率化及び省力化を図ることを目的とする。また、複数自治体による共同調達により、コストの削減やノウハウの共有、事務負担の軽減を実現し、行政運営の効率化と住民サービスの向上を推進する。

3.契約期間

本業務に係る契約期間は、別紙「契約予定団体」に記載のサービス利用予定期間に基づき、団体ごとに定めるものとする。

4.調整等の窓口及び契約予定団体

(1) サービスの窓口

群馬県情報化推進協議会事務局

（群馬県知事戦略部デジタルトランスフォーメーション課内）

(2) 契約予定団体

本調達については、群馬県情報化推進協議会が参加を希望する県内市町村等を取りまとめて公募型プロポーザルにより優先交渉事業者を選定するが、選定後は、別紙「契約予定団体」に記載する団体が個別に優先交渉事業者と契約を締結するものとする。

5.サービス要件

受託者は、次の仕様を満たすサービスを提供すること。

(1) 基本事項

- ア) 各契約予定団体に対し、AI 議事録を提供すること。なお、本調達においてはマイク等の周辺機器は共同調達の範囲外とし、各契約予定団体と協議の上、オプションでの対応とする。
- イ) AI 議事録を利用する各契約予定団体の職員（以下、「利用者」という。）が Web ブラウザやソフトウェアを用いて利用できるサービスを提供すること。
- ウ) 以下の 2 つの環境にて利用可能なライセンスを選択できること。
 - ・スタンドアローン型
 - ・クラウド型（LGWAN 環境及びインターネット環境）

(2) 共通機能要件

- ア) 不特定話者対応で事前に話者の音声の登録や学習が不要であること。
- イ) 単語認識ではなく連続音声認識であり、発話内容を一字一句文字化できること。
- ウ) 話し言葉が音声認識できること。
- エ) 追加登録されたユーザー辞書及び共通辞書を用いて音声認識できること。
- オ) 単語については一括登録でき、登録済単語情報を出力できること。
- カ) 間投詞等のフィラー（不要語）を認識し、意味のある単語と区別できること。
- キ) 自動的に句読点の出力ができること。
- ク) 音声ファイルは、MP3、WMA、WAV、M4A の全てに対応していること。
また、動画ファイルは、WMV、MP4 に対応していること。

(3) スタンドアローン型機能要件

- ア) リアルタイムでの音声認識に加え、録音した音声データを取り込んで文字化するバッチ機能に対応していること。
- イ) 音声認識で文字化されたテキストから順次修正作業に着手できること。
- ウ) 音声の録音からテキストの編集、文字起こし内容の出力まで 1 つのアプリケーション内で行えること。
- エ) 音声の再生やテキストの編集は、キーボード操作のみでも行えること。
- オ) 音声認識辞書を簡易カスタマイズできる単語登録機能が搭載されていること。
- カ) 話者振り分けが出来ること。また、振り分けた話者情報から自動で話者識別できること。

キ) ライセンスの提供形態は以下の 4 種類から選択できること。

- ・サーバー認証（クラウド）

インストール台数に制限がなく、外部のクラウド上のライセンス管理サーバーを用いて、ライセンス数の範囲内でアプリケーションが同時に利用できるフローティングライセンス

- ・サーバー認証（オンプレミス）

インストール台数に制限がなく、内部のネットワーク内に構築したライセンス管理サーバーを用いて、ライセンス数の範囲内でアプリケーションが同時に利用できるフローティングライセンス

- ・端末認証

決められた台数の端末にアプリケーションをインストールして利用できるスタンダードアローンライセンス

- ・USB キー認証

インストール台数に制限がなく、端末にdongleを接続したときのみアプリケーションが利用できるスタンダードアローンライセンス

(4) クラウド型 (LGWAN 環境及びインターネット環境) 機能要件

ア) クラウドサービスの提供のために、インターネット上にサイト（以下、「サービスサイト」という。）が公開され、このサービスサイトに音声ファイルや動画ファイルをアップロードすることにより、音声認識システムが自動的に文字化を行い、それにより作成されたファイルをサービスサイトからダウンロードできること。

イ) サービスサイトは、LGWAN 又はインターネットから接続して利用できること。

接続方法は、導入時に以下の 3 種類から選択できること。

- ・インターネットのみ

- ・LGWAN のみ

- ・インターネットと LGWAN の両方

ウ) サービスサイトにアップロードされた音声ファイル、動画ファイル及び生成されたテキストデータについては、AI モデルの学習又は学習データとして利用されないこと。

エ) 当該データは、サービス提供に必要な期間を超えて保存しないこととし、契約予定団体又は利用者が指定する保存期間経過後、又は削除指示があった場合には、速やかに

自動的に消去される仕組みを有すること。

(5) 利用環境要件

ア) スタンドアローン型 OS

- ・ Microsoft Windows10 日本語版 64bit 版
- ・ Microsoft Windows11 日本語版 64bit 版

イ) クラウド型 (LGWAN 環境及びインターネット環境)

Microsoft Edge (Chromium 版) 及び Google Chrome の最新版に対応していること。

(6) 導入及び運用支援

ア) 受託者は試験運用実施までに、導入前調整・各種設定・操作研修・運用マニュアルの整備等、利用者が利用可能な環境構築（以下、「導入業務」という。）を完了すること。

イ) 導入業務の完了後、契約予定団体は試験運用を行うものとし、受託者は利用開始までに不具合の是正や必要に応じて各契約予定団体における導入業務の最適化を行うこと。

ウ) 本サービスの概要、操作方法、運用方法、変換後のテキストデータの修正方法等について全ての契約予定団体を対象とした全団体合同で行う説明会（以下、「操作説明会」という。）を 3 回程度開催すること。

エ) 操作説明会の開催に当たっては、原則として、Web 会議ツールを用いてリモート形式で実施すること。なお、使用する Web 会議ツールは事務局と調整すること。

オ) 操作説明会に参加できない団体や団体内の職員研修向けに、操作説明会を動画で記録するとともに、動画配信又は動画ファイルを提供すること。

カ) 操作説明会で使用する資料を電子データで提供すること。

(7) 運用要件

ア) 原則 24 時間 365 日利用可能であること。サービス利用の停止を伴う作業を実施する場合は 2 週間前までに協議の上で停止すること。また、停止時間については、可能な限り各契約予定団体の業務時間外に設定すること。

イ) サービス利用開始後障害が発生した際に、受託者は、障害の概要、影響範囲、復旧の見込み等を速やかに各契約予定団体へ連絡し、復旧後には原因、再発防止策等の報告を各契約予定団体に行うこと。

ウ) ソフトウェアの定期バージョンアップを追加料金なく行うこと。

エ) 製品バグフィックス及び最新バージョンアップモジュールの提供サービスを行うこと。

提供サービスを行った際は、各契約予定団体に連絡すること。

オ) Windows の OS や Web ブラウザのバージョンアップに対応すること。

(8) 問合せ対応

ア) 操作方法や帳票定義等に関する契約予定団体からの問合せに対し、対応する問合せ窓口を設けること。

イ) 問合せ窓口については、メールや Web フォームなど電子的な手段による対応のほか、問合せレベルに応じ電話での対応も可能とすること。

ウ) 電話での受付は、土日祝及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く平日9時から17時までを基本とし、メールや Web フォームでの受付は、24時間365日とすること。

(9) オプションサービス

受託者は、以下に示すオプションサービスを提供可能な場合は提案すること。また、オプションは契約予定団体ごとに利用の有無を選択できるものとすること。

ア) 各契約予定団体の希望により、契約予定団体の現地に訪問し、各種相談会や操作方法説明などの現地サポートを実施すること。

イ) その他、上記（1）から（3）までのほか、独自のサービスがある場合は提案すること。

なお、オプションサービスに係るサービス提供料金は、「8. 料金体系」に示す金額の範囲外で別途設定して構わない。その場合、利用する契約予定団体が個別に契約、支払いするものとする。

6. 成果物

（1）以下の成果物を指定された期日までに、各契約予定団体に納品すること。

- ・ライセンス又はプログラムファイル
- ・操作マニュアル
- ・導入業務の履行完了届

（2）成果物は各契約予定団体に電子データで提出すること。電子データのファイル形式については、事前に各契約予定団体と協議して決定すること。

（3）機能の変更等により操作マニュアル等のドキュメントの更新が必要となった場合は、

隨時更新を行うこと。

7. サービスレベル

受託者は、以下に示すサービスレベルを確保すること。

(1) サービス稼働率を最大限に高め、サービス利用に支障が出ないように努めること。

ただし、必要なメンテナンスや受託者の責めに帰すべき事由以外で稼働が停止した場合はこの限りではない。

(2) 障害発生時は、速やかに復旧させること。また、契約予定団体にその状況や復旧の見込み等について、隨時、通知すること。

(3) バックアップを取得し、障害発生時には確実かつ速やかにデータを復旧させること。

8. 料金体系

サービスの利用に係る基本料金を示すこと。基本料金のほかに初期費用や保守費用が発生する場合は、基本料金とは別に示すこと。

9. 情報セキュリティ対策

受託者は、情報セキュリティに留意し、以下の事項を遵守すること。

(1) サービスを提供するに当たり知り得た情報について、第三者に開示、漏洩等が行われないようにすること。

(2) サービスを提供するに当たり知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、契約予定団体が定める個人情報の保護に関する条例等、関係法令に従い、個人情報を適正に取り扱うようにすること。

(3) サービスを提供するに当たり知り得た個人情報について、情報漏洩や滅失、き損の防止等、個人情報の適切な管理に必要な情報セキュリティ対策を講じること。また、サイバー攻撃等、外部からの不正なアクセスに対する対策を十分に行うこと。

(4) サービスの従事者に対し、秘密保持の義務を順守させるため、必要な措置を講じること。記録媒体の管理等にも最新の注意を払い、サービス従事者等が不正に記録媒体を持ち出すことができないよう、徹底した管理を行うこと。

(5) 本サービスにおいて取り扱う音声データ、動画データ及びそれらを基に生成されたテキストデータについては、本業務の提供及び運用に必要な範囲を超えて利用してはならないものとし、AI モデルの学習、精度向上、統計分析その他これに類する目的には一切利用しないこと。

10. 再委託等の禁止

- (1) 受託者は契約予定団体の承認なく、本サービスを第三者に再委託又は請け負わせてはならない。
- (2) 第三者に業務を委託等する場合は、「9. 情報セキュリティ対策」に記載の内容に従い、再委託先にも同様の義務を課すこと。

11. 実施体制

- (1) 受託者となった場合は、本サービスが円滑に本稼働できるように、本格運用までの間に十分な体制確保を図ること。また実施体制について、様式4等に記載すること。
- (2) 地方公共団体へのAI議事録の導入実績を提案書に記載し、他団体での運用経験を契約予定団体へのサービス提供に生かすこと。

12. 契約に係る留意事項

(1) 契約仕様書の作成

- ア) 本仕様書及び受託者の提案内容に基づき、受託者は事務局と調整のうえ、契約仕様書を作成することとする。当該契約仕様書は、契約期間及び導入までのスケジュールを除き、契約予定団体ごとに変更しないこととする。
- イ) 受託者は導入費用と利用料金で2契約となる契約予定団体があった場合は、当該契約仕様書と同じ内容であれば、2契約となることを認めること。
- ウ) 個人情報の取り扱いについては、契約予定団体ごとに内容が異なるため、特記事項等について、必要に応じ受託者と各契約予定団体とで契約時に調整を行うこと。

(2) 契約期間満了後の延長利用

- ア) 契約期間満了後についても、契約予定団体の求めがあれば、最長2031年3月31日までのサービス提供の継続（以下、「延長利用」という。）が可能であること。
- イ) 延長利用にあたっての利用料金については、市場環境に基づき見直すことも可能とするが、見直す際には事務局及び各契約予定団体との協議の場を設けること。

(3) 契約団体の追加

2030年度までに、別紙1記載の契約予定団体以外の団体が新たに本サービスを導入する場合、対象団体と協議の上、本契約と同条件程度での参加を認めること。

—以上—